

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	独立行政法人国立病院機構千葉医療センター附属千葉看護学校
設置者名	独立行政法人国立病院機構理事長 楠岡 英雄

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
看護専門課程 (三年課程)	看護学科	夜・通信	9単位	9単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<a href="https://chiba.hosp.go.jp/school/">https://chiba.hosp.go.jp/school/</a>
---

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	独立行政法人国立病院機構千葉医療センター附属千葉看護学校
設置者名	独立行政法人国立病院機構理事長 楠岡 英雄

### 1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校運営会議
役割	<p>目的：学校の運営の円滑化および適正化を図る目的で、学則に基づき学校運営会議を設置している。</p> <p>委員：学校教職員に加えて、会議に多様な意見を反映させるために複数の外部委員を任命し、外部委員の自らの経験を活かして社会や医療・看護業界のニーズをふまえた意見を学校運営に反映させることで、更なる学校運営の適正化が図られると期待される。</p> <p>内容：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 学校の規程の制定改廃</li> <li>2) 学校の予算の執行計画</li> <li>3) 教育課程の編成に関する事項</li> <li>4) 各年度の教育計画に関する事項</li> <li>5) 学校の講師・実習施設の選定に関する事項</li> <li>6) 学生募集及び入学に関する事項</li> <li>7) 学生の単位・卒業に関する事項</li> <li>8) 学生の休学、復学、退学に関する事項</li> <li>9) 転入学者等の既習単位等の認定に関する事項</li> <li>10) 学生の就職に関する事項</li> <li>11) 学校運営の評価に関する事項</li> <li>12) 学校の施設設備に関する事項</li> <li>13) その他学校の運営に関し重要と認める事項</li> </ol>

### 2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
千葉医療センター副院長	2021. 4. 1 ～2022. 3. 31	疾病と治療Ⅲの講師として講義を実施
千葉医療センター看護部長	2021. 4. 1 ～2022. 3. 31	看護管理の講師として講義を実施
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	独立行政法人国立病院機構千葉医療センター附属千葉看護学校
設置者名	独立行政法人国立病院機構理事長 楠岡 英雄

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p> <p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>1. 学校教育法および看護師等学校養成所指定規則により、当校学則第17条に定める教育課程の授業計画を作成する。</p> <p>2. シラバスおよび実習要項の作成</p> <p>本校の教育課程等をふまえて講師ごとに授業計画の作成を依頼、授業計画は学生が学びやすい表現・形式としている。また、授業計画の見直しは毎年行っている。なお、院内講師等で医師・コメディカルが担当する授業については、あらかじめ教育課程に沿った授業計画を作成し、講師と確認する。実習要項は、毎年前年度の評価を踏まえ内容を検討し改定を行う。標記する内容は以下の視点である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シラバス <ul style="list-style-type: none"> <li>科目名、講師名、単位数(時間数) 授業時期</li> <li>学習目標、授業回数ごとの主題と学習内容・方法および授業形態</li> <li>評価方法、使用するテキスト、備考：学習にあたっての学習姿勢や事前学習の内容等</li> </ul> </li> <li>・実習要項 <ul style="list-style-type: none"> <li>科目名、実習目的・目標、実習時間、実習場所、実習内容、実習方法</li> <li>実習評価基準</li> </ul> </li> </ul> <p>3. 4月に学生便覧、シラバス、実習要項を各学生に配布し、履修について説明を行い、学校ホームページにシラバスを公表する。</p> <p>4. 学生による授業評価・実習評価</p> <p>授業評価：科目終了時、科目講師毎に学生による授業評価を実施し、担当講師にフィードバックする。</p> <p>実習評価：実習終了時に実習グループごとに実習評価を実施し、担当教員及び実習病棟等にフィードバックする。</p> <p>5. 講師会議の開催</p> <p>毎年1回、本校授業にかかる講師による講師会議を開催し本校の教育課程、教育内容の説明を行い、学校への協力を依頼するとともに、講師の教授内容、評価(学生による授業評価・カリキュラム評価含む)及び履修内容について検討する。</p>	
授業計画書の公表方法	<a href="https://chiba.hosp.go.jp/school/">https://chiba.hosp.go.jp/school/</a>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

1. 学修成果の評価に係る規程

学則第17条、第18条、第19条の履修に関する規程に基づき評価を行っている。  
主な内容は以下の通りである。

- 1) 既修得科目の認定について
- 2) 授業科目の時間数および履修方法について
- 3) 欠席・欠課の取り扱い
- 4) 受験資格
- 5) 授業科目の評価および単位の認定
- 6) 臨地実習の評価および単位の認定
- 7) 評価の通知
- 8) 追試験（実習）・再試験（実習）について

2. 学生便覧に成績評価基準について記載する。

当校学則第18条に基づき、単位修得の認定は、講義、実習などに必要な時間の出席状況と当該科目の評価により行う。また、授業科目の評価は優（80点以上）、良（70点から79点）、可（60点から69点）および不可（60点未満）とし、可以上を合格とする。

3. 授業科目の評価

1) 授業科目の評価

- ・当校履修規程第7条に基づき、筆記試験を原則とし、必要に応じ、口頭試験、レポート、技術試験により行う。
- ・実技試験の評価は、試験終了後実技試験担当で検討し、客観的評価を行っている。

2) 臨地実習の評価

- ・実習評価表（100点満点）に基づいて当該実習場所の看護管理者、実習担当指導者、実習担当教員で客観的評価を行っている。

4. 評価に関する内容・方法の周知

- 1) 履修規程については毎年のガイダンスで説明し、加えて修得すべき科目・進度・授業計画について説明している。
- 2) 評価の実施（試験等）については、当該年間のカリキュラム（時間割）と試験日程を説明し、学生が計画的に学習に臨めるよう支援する。
- 3) 評価結果は学生個々にフィードバックし、学生自身が到達度を確認できるようにしている。

5. 単位の認定、卒業

1) 単位認定に係る運営会議の開催

履修規程第7条に基づき運営会議にて単位の認定を行っている。

2) 運営会議の開催時期

学則第17条に基づき各学年で修得すべき科目の評価の結果が判明する当該年度末（2月および3月）

3) 単位認定に係る資料

- ① 各学年における履修すべき科目の一覧表
- ② 科目別平均点および全科目の平均点一覧表
- ③ 学生個別成績一覧表—全科目平均点の序列順一覧、学籍番号順一覧
- ④ 学生個別欠席・欠課時間一覧表

<p>4) 単位認定の基準 (学則第18条)</p> <p>① 講義、実習等に必要な時間の出席状況と当該科目の評価により行う。</p> <p>② 出席時数が授業時間の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。</p> <p>③ 授業科目の評価は優(80点以上)、良(70点から79点)、可(60点から69点)および不可(60点未満)とし、可以上を合格とする。</p> <p>④ 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかった者または不合格の者に対しては、追試験または再試験を行うことができる。</p> <p>運営委員会にて上記認定基準に基づき単位を認定する。</p> <p>6. 単位認定の結果について学生への周知 履修規程第10条により、本人および第一保証人に年度末の成績を通知する。 成績通知の際は単位の修得状況を記載した履修状況確認表を併せて交付する。</p> <p>7. 卒業は学則・学則細則に卒業要件、判定について定め、3月の学校運営会議において卒業の認定を行っている。</p>	
<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>客観的な指標の算出方法 履修科目の成績評価点数について、全科目の合計点の平均を算出する。(100点満点) 下位1/4に該当する人数及び下位1/4に該当する指標の数値を示す。 令和2年度 1学年 76点以下20名 2学年 81点以下19名</p>	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p><a href="https://chiba.hosp.go.jp/school/">https://chiba.hosp.go.jp/school/</a></p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>1. 卒業の要件 学則第24条に基づき、学校長は学則第17条に定める授業科目の単位修得の認定を受けた者について、学校運営会議の議を経て、卒業を認定する。ただし、欠席日数が出席すべき日数の三分之一を超えるものについては、原則として卒業を認めない。学校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。</p> <p>2. 卒業認定に係る運営会議の開催 1) 会議時期 学則第17条に定める授業科目の評価が判明する年度末2月 2) 卒業認定に係る会議資料 ①第17条に定める授業科目の一覧表 ②学生個別の単位認定一覧表 ③学生個別の欠席日数一覧表 運営委員会にて上記認定基準に基づき卒業を認定する。</p>	
<p>卒業の認定に関する方針の公表方法</p>	<p><a href="https://chiba.hosp.go.jp/school/">https://chiba.hosp.go.jp/school/</a></p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	独立行政法人国立病院機構千葉医療センター附属千葉看護学校
設置者名	独立行政法人国立病院機構理事長 楠岡 英雄

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	<a href="https://nho.hosp.go.jp/files/000136171.pdf">https://nho.hosp.go.jp/files/000136171.pdf</a>
収支計算書又は損益計算書	<a href="https://nho.hosp.go.jp/files/000136171.pdf">https://nho.hosp.go.jp/files/000136171.pdf</a>
財産目録	
事業報告書	<a href="https://nho.hosp.go.jp/files/000136171.pdf">https://nho.hosp.go.jp/files/000136171.pdf</a>
監事による監査報告（書）	<a href="https://nho.hosp.go.jp/files/000136171.pdf">https://nho.hosp.go.jp/files/000136171.pdf</a>

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		看護専門課程	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	3,000時間/102単位	1740時間 /71単位	225時間 /8単位	1035時間 /23単位	単位時 間/単位	単位時間 /単位
			単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員 数	総教員数	
240人		242人	0人	15人	110人	125人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要）</p> <p>1. 学校教育法および看護師等学校養成所指定規則により、当校学則第17条に定める教育課程の授業計画を作成する。</p> <p>2. シラバスおよび実習要項の作成</p> <p>本校の教育課程等をふまえて講師ごとに授業計画の作成を依頼、授業計画は学生が学びやすい表現・形式としている。また、授業計画の見直しは毎年行っている。なお、院内講師等で医師・コメディカルが担当する授業については、あらかじめ教育課程に沿った授業計画を作成し、講師と確認する。</p> <p>実習要項は、毎年前年度の評価を踏まえ内容を検討し改定を行う。</p> <p>標記する内容は以下の視点である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シラバス           <ul style="list-style-type: none"> <li>科目名、講師名、単位数（時間数）授業時期、学習目標</li> <li>授業回数ごとの主題と学習内容・方法および授業形態、評価方法、使用するテキスト、備考：学習にあたっての学習姿勢や事前学習の内容等</li> </ul> </li> <li>・実習要項           <ul style="list-style-type: none"> <li>科目名、実習目的・目標、実習時間、実習場所、実習内容、実習方法</li> <li>実習評価基準</li> </ul> </li> </ul>

3. 4月に学生便覧、シラバス、実習要項を各学生に配布し、履修について説明を行い、学校ホームページにシラバスを公表する。
4. 学生による授業評価・実習評価
  - 授業評価：科目終了時、科目講師毎に学生による授業評価を実施し、担当講師にフィードバックする。
  - 実習評価：実習終了時に実習グループごとに実習評価を実施し、担当教員及び実習病棟等にフィードバックする。
5. 講師会議の開催
  - 毎年1回、本校授業にかかる講師による講師会議を開催し本校の教育課程、教育内容の説明を行い、学校への協力を依頼するとともに、講師の教授内容、評価（学生による授業評価・カリキュラム評価含む）及び履修内容について検討する。

#### 成績評価の基準・方法

（概要）

1. 学修成果の評価に係る規程
  - 学則第17条、第18条、第19条の履修に関する規程に基づき評価を行っている。
  - 主な内容は以下の通りである。
    - 1) 既修得科目の認定について
    - 2) 授業科目の時間数および履修方法について
    - 3) 欠席・欠課の取り扱い
    - 4) 受験資格
    - 5) 授業科目の評価および単位の認定
    - 6) 臨地実習の評価および単位の認定
    - 7) 評価の通知
    - 8) 追試験（実習）・再試験（実習）について
2. 学生便覧に成績評価基準について記載する。
  - 当校学則第18条に基づき、単位修得の認定は、講義、実習などに必要な時間の出席状況と当該科目の評価により行う。また、授業科目の評価は優（80点以上）、良（70点から79点）、可（60点から69点）および不可（60点未満）とし、可以上を合格とする。
3. 授業科目の評価
  - 1) 授業科目の評価
    - ・当校履修規程第7条に基づき、筆記試験を原則とし、必要に応じ、口頭試験、レポート、技術試験により行う。
    - ・実技試験の評価は、試験終了後実技試験担当者で検討し、客観的評価を行っている。
  - 2) 臨地実習の評価
    - ・実習評価表（100点満点）に基づいて当該実習場所の看護管理者、実習担当指導者、実習担当教員で客観的評価を行っている。
4. 評価に関する内容・方法の周知
  - 1) 履修規程については毎年のガイダンスで説明し、加えて修得すべき科目・進度・授業計画について説明している。
  - 2) 評価の実施（試験等）については、当該年間のカリキュラム（時間割）と試験日程を説明し、学生が計画的に学習に臨めるよう支援する。
  - 3) 評価結果は学生個々にフィードバックし、学生自身が到達度を確認できるようにしている。
5. 単位の認定、卒業
  - 1) 単位認定に係る運営会議の開催
    - 履修規程第7条に基づき運営会議にて単位の認定を行っている。

<p>2) 運営会議の開催時期 学則第 1 7 条に基づき各学年で修得すべき科目の評価の結果が判明する当該年度末 (2 月および 3 月)</p> <p>3) 単位認定に係る資料 ① 各学年における履修すべき科目の一覧表 ② 科目別平均点および全科目の平均点一覧表 ③ 学生個別成績一覧表—全科目平均点の序列順一覧、学籍番号順一覧 ④ 学生個別欠席・欠課時間一覧表</p> <p>4) 単位認定の基準 (学則第 1 8 条) ① 講義、実習等に必要な時間の出席状況と当該科目の評価により行う。 ② 出席時数が授業時間の 3 分の 2 に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。 ③ 授業科目の評価は優 (8 0 点以上)、良 (7 0 点から 7 9 点)、可 (6 0 点から 6 9 点) および不可 (6 0 点未満) とし、可以上を合格とする。 ④ 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかつた者または不合格の者に対しては、追試験または再試験を行うことができる。 運営委員会にて上記認定基準に基づき単位を認定する。</p> <p>6. 単位認定の結果について学生への周知 履修規程第 1 0 条により、本人および第一保証人に年度末の成績を通知する。成績通知の際は単位の修得状況を記載した履修状況確認表を併せて交付する。</p> <p>7. 卒業は学則・学則細則に卒業要件、判定について定め、3 月の学校運営会議において卒業の認定を行っている。</p>
<p>卒業・進級の認定基準</p>
<p>1. 卒業の要件 学則第 2 4 条に基づき、学校長は学則第 1 7 条に定める授業科目の単位修得の認定を受けた者について、学校運営会議の議を経て、卒業を認定する。ただし、欠席日数が出席すべき日数の三分之一を超えるものについては、原則として卒業を認めない。学校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。</p> <p>2. 卒業認定に係る運営会議の開催 1) 会議時期 学則第 1 7 条に定める授業科目の評価が判明する年度末 2 月 2) 卒業認定に係る会議資料 ① 第 1 7 条に定める授業科目の一覧表 ② 学生個別の単位認定一覧表 ③ 学生個別の欠席日数一覧表 運営委員会にて上記認定基準に基づき卒業を認定する。</p>
<p>学修支援等</p>
<p>(概要)</p> <p>【学生の学習意欲の促進】</p> <p>1) 入学前プログラムの導入 全入学生を対象に、入学前に高校までの学習内容で特に必要となる医療・看護の基礎知識について専用問題集を用いて入学前に復習し、その成果を確認する制度の導入。入学生の学習意欲を高めるため、入学前に看護学生体験 (先輩教えて) を開催する。</p> <p>2) 入学直後の基礎学力を模擬試験結果で確認し、自己の学習方法について面接を行いながら確認する。</p> <p>3) 単位認定試験等の成績低迷者については担任が中心になって学習相談に応じる。</p> <p>【看護の知識・技術の修得への支援】</p> <p>1) 実習室、図書室等は学生が自由に自己学習できるよう開放している。</p>

<p>2) 看護技術の修得については、適宜個別指導を行う。</p> <p>3) 看護過程については授業で行うほか、希望者には教科外時間での演習を行うなど、看護に必要なアセスメント力の強化を図っている。</p> <p>【国家試験に向けての支援】</p> <p>1) 1年次より国家試験ガイダンスや模擬試験の実施により強化を図っている。</p> <p>2) 実習との学習の連動性を高めるため、実習中にその領域に関連する国家試験問題を事前学習で行っている。</p> <p>3) 3年次後期は補習講義の実施、支援が必要な学生にはチューター制を導入して個別指導を行っている。</p> <p>4) 講師会議を活用し国家試験の傾向等を説明して授業内容の強化を図っている。</p> <p>5) 国家試験プロジェクトを立ち上げ学校組織的に学生支援にあたっている。</p> <p>【カウンセリング】</p> <p>週1回、希望者にカウンセラーによるカウンセリングを実施している。</p>
---

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
78人 (100%)	1人 ( 1.3%)	75人 ( 96.2%)	2人 ( 2.6%)
(主な就職、業界等) 県内国立病院機構（千葉医療センター、下志津病院、千葉東病院、下総精神医療センター）、県内医療施設			
(就職指導内容) 就職担当教員及び各学年担任を中心とした3年間を通じた就職支援の実施			
1) 社会人基礎力の支援 2) 職業人教育 3) マッチング指導 ①保護者を含めた病院説明会の開催・参加 ②病院が実施するインターンシップへの参加支援 ③就職試験支援（面接・小論文指導等） 4) 卒業後の支援（卒業生対象のホームカミングデイの開催）			
(主な学修成果（資格・検定等）)			
1) 専門士称号（医療専門課程） 2) 看護師国家試験受験資格 3) 保健師学校・助産師学校・養護教諭課程の受験資格 4) 看護大学の編入資格			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
249人	11人	4.4%

(中途退学の主な理由) 進路変更
(中退防止・中退者支援のための取組) 1) 担任による定期・臨時面接の実施 2) 学校カウンセラーによる心理的サポート 3) 経済的支援として奨学金制度（千葉県、学生支援機構、各病院）の活用 4) 必要時保護者面接

## ②学校単位の情報

### a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
看護学科	180,000 円	430,000 円	50,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				

### b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <a href="https://chiba.hosp.go.jp/school/">https://chiba.hosp.go.jp/school/</a>
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制） 学校関係者評価委員会 1. 目的：当校運営の円滑化および適正化を図る 2. 審議内容 1) 教育課程の編成に関する評価 2) 各年度の教育計画に関する評価 3) 学校の講師・実習施設の選定に関する評価 4) 学生の募集および入学に関する評価 5) 学生の単位・卒業認定に関する評価 6) 学生の休学・復学・退学に関する評価 7) 転入学者等の既修単位等の認定に関する評価 8) 学生の就職に関する評価 9) 学校運営の評価 10) 学校の施設整備に関すること 11) その他学校の運営に関し重要と認める事項 3. 開催時期：年2回（中間評価、年度評価）自己評価結果について評価を受ける。 令和2年度開催概要 1) 方針 当校の強みを活かした学校運営活動の在り方を検討する 2) 内容

①学生確保に関する入学試験体制見直しの評価 ②入学後の学生支援体制の評価（ハラスメント対策） ③卒業生の動向と社会人教育体制の評価 ④その他		
4. 評価結果の活用 1) 評価結果は学校運営会議にて報告 2) 年度後期または次年度の学校運営計画にて課題解決の方針を打ち出し、学校全体で取り組む。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
看護大学准教授	2021. 4. 1～2022. 3. 31	教育に知見のある者
病院副院長	2021. 4. 1～2022. 3. 31	その他学校長が必要と認める者
病院看護部長	2021. 4. 1～2022. 3. 31	看護管理者
同窓会長	2021. 4. 1～2022. 3. 31	卒業生
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <a href="https://chiba.hosp.go.jp/school/">https://chiba.hosp.go.jp/school/</a>		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <a href="https://chiba.hosp.go.jp/school/">https://chiba.hosp.go.jp/school/</a>
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	H112310000243
学校名	独立行政法人国立病院機構千葉医療センター附属千葉看護学校
設置者名	独立行政法人国立病院機構理事長 楠岡 英雄

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		24人	24人	25人
内 訳	第Ⅰ区分	-	-	
	第Ⅱ区分	-	-	
	第Ⅲ区分	-	-	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				25人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人		
修得単位数が標準単位数の5割以下 （単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の5割以下）	0人		
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人		
「警告」の区分に連続して該当	0人		
計	0人		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑つて認定の効力を失つた者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	0人	前半期	後半期

（3）退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	—
3月以上の停学	0人
年間計	—
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の6割以下)	0人		
GPA等が下位4分の1	—		
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人		
計	—		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。